

【憲 法】

問題 次の事例を読み、設問に答えなさい。

事例

A県Y市に所在する地域の集会場である会館には、その一角にB神社が設置されている。当該神社は会館の施設の一部であるが、入り口は会館自体とは分けられており、神社側の入り口には「B神社」との文言が明示されている。また会館に面した国道から神社側の入り口へ続く石畳には鳥居も設置され、宗教施設が存在することは周囲から容易に確認できるものであった。B神社は地域の信徒からなる氏子団体によって管理されており初詣や秋祭りなどといった定期的な祭事が執り行われる一方、夏祭りなど地域の住民に開かれた催しも実施している。なお、法的には神社を含む会館の施設等は町内会が所有している。

当該神社は、明治時代に当時の住民によって、現在のC小学校の所在地に建てられた祠に由来をもつ。その後神社の建立がなされたが、上記C小学校の建設によって神社を移設する必要性が生じたため、住民Dが自己の所有する土地を敷地として提供した。その後Dは当該土地をY市に寄附したため現在はY市の所有地となっているが、寄附に際して、Y市議会はその土地を神社等の施設のために無償で使用させるとの議決をしていた。その後、上記町内会が会館を建築するに際して上記神社を会館内に移設し現在に至っている。

これに対し、Y市の住民が市長を相手方として、神社施設が含まれる市の所有地を無償で町内会に貸与していることは憲法が規定する政教分離原則に反し、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡し請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、地方自治法242条の2第1項第3号に基づき、上記怠る事実の違法確認を求めて訴訟を提起した。

設問

あなたが裁判官であるとして、上記事案についてどのように判断を下すべきか論じなさい。